

第3章 計画の基本理念と基本方針

1. 地域包括ケアシステム深化と地域共生社会づくり

(1) 地域包括ケアシステムの深化

本市では、平成37年(2025年)までに、医療・介護・予防・生活支援・住まいが地域において切れ目なく一体的に提供される体制である、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。その完成のためには、地域の実態を踏まえた「在宅医療・介護連携の強化」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」などに取り組む必要があります。高齢で医療や介護などが必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、人としての尊厳を保ちながら、自立した日常生活を送ることは、すべての市民の共通の願いです。少子高齢化が進行する中で、この願いを実現できるか否かは、「地域包括ケアシステム」の構築の成否にかかっています。

本計画では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進により地域の実情に応じたサービス体制を整え、サービス提供先として、高齢者だけにとどまらず、子ども・子育て支援、障がい者福祉、生活困窮者支援など、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者の連携により解決が図られることを目指します。

(2) 「我が事丸ごと」の地域共生社会を実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

本市においても高齢者福祉に限らず、子ども子育て支援、あるいは障がい者福祉、生活困窮者対策等について、このコンセプトを共有し、2025年に完成を目指す「地域包括ケアシステム」において、支えが必要なすべての住民が安心して暮らせる体制づくりを目指します。

2. 基本理念

本計画では、引き続き地域包括ケアシステム構築に向けた深化、推進を目的とし、これまでの基本理念を引き継ぎ、達成のための各施策推進に努めます。

**住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～**

3. 基本理念をふまえた方向性

地域において支援を必要とする人の心身及び生活の状況や抱えている課題は様々です。本計画では、関係行政機関やサービス事業者、元気な高齢者を含む地域住民などの連携・協力により、住民一人ひとりにきめ細かな支援が確実に行き届くよう、地域住民、医療・介護関係者、当事者と共に、本市らしい地域包括ケアシステムを機能させていきます。

そのため、「みんなでつくりあげる地域包括ケアはんだスタイル」をスローガンに、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まい」「生きがいづくり」の6つの分野について重点的に施策を展開します。

予防

介護予防の充実により、要介護状態になることを防ぎ、誰もが元気に暮らすことができる地域づくりをめざす

介護

介護サービスの充実と適切な利用の促進により、介護が必要になったとしても安心して暮らせる地域づくりをめざす

医療

介護と医療の連携強化により、在宅医療体制や人生の最終段階における医療体制の充実をめざす

生活支援

介護保険サービス等の公的な支援だけではカバーできない、ニーズに応じた多様な生活支援サービスの提供をめざす

住まい

住まいの場や移動手手段の確保などにより、安心できる住環境づくりをめざす

生きがいづくり

高齢者が地域において活躍できる場をつくるなど、誰もが生きがいをもつことができる地域づくりをめざす

4. 本市の地域包括ケアシステムの提供イメージ

